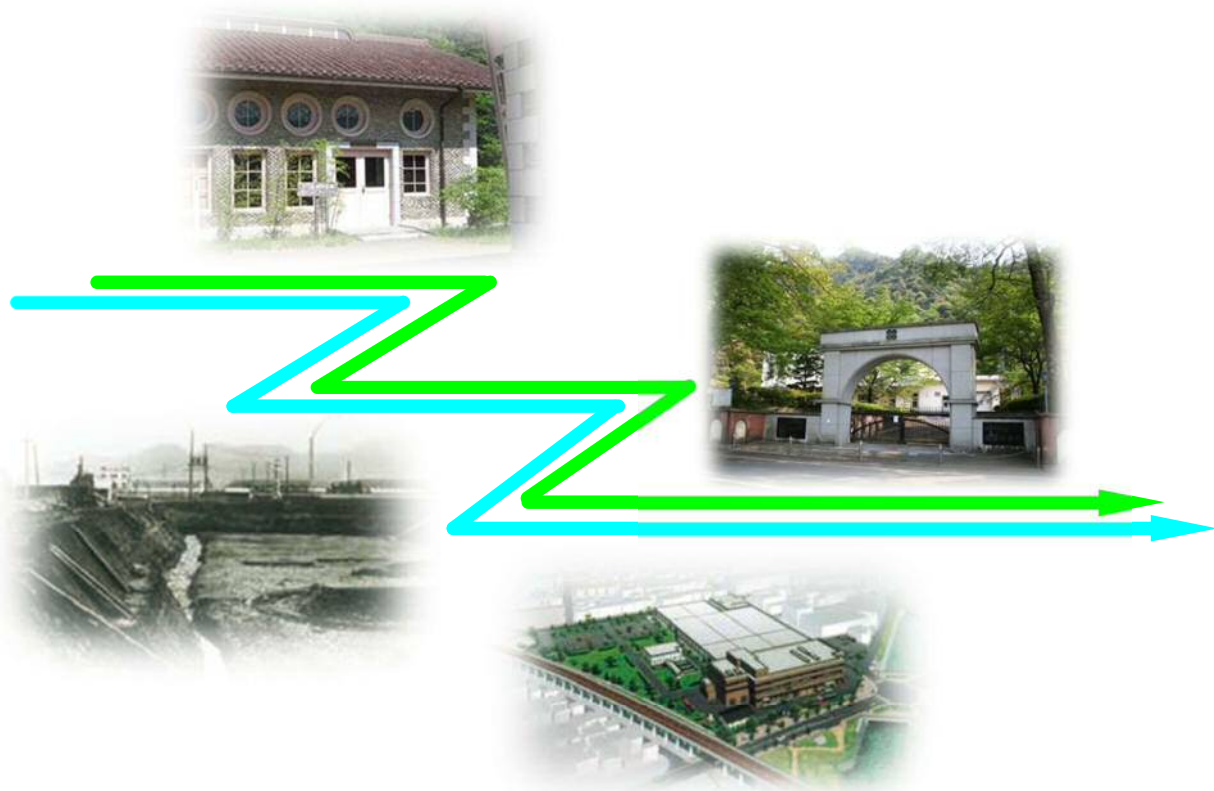


岐阜市上下水道事業

中期経営プラン

平成27(2015)～31(2019)年度



平成27年(2015年)3月
岐阜市上下水道事業部

中期経営プラン目次

1	中期経営プランの策定について（策定の趣旨）	1
2	中期経営プランの位置づけ、計画期間	2
3	水道事業と下水道事業の現状と課題（課題の抽出）	3
1	水道事業の現状と課題	3
2	下水道事業の現状と課題	6
4	企業経営の目標と具体的な取り組み（経営目標の整理）	9
1	企業経営の5つの目標	9
2	企業経営の目標達成のための具体的な取り組み	13
	（1）具体的な取り組みの整理	13
	（2）重点取組項目（企業経営における取組）	15
5	事業運営の目標と具体的な取り組み（事業目標の整理）	25
1	事業運営の3つの目標	25
2	事業運営の目標達成のための具体的な取り組み	26
	（1）具体的な取り組みの整理	26
	（2）重点取組項目（事業運営における取組）	28
6	中期経営プランに位置付ける取組一覧（体系図）	32
7	取り組みの具体的な効果（取り組み効果の明確化）	33
8	水道事業・下水道事業の収支計画	35
9	水道事業・下水道事業における目標指標のまとめ	37
10	中期経営プランの進行管理（実効性のある計画とするために）	38
	参考資料 プランにおける用語の説明	39

文章の中で、右肩に「※」が付されている用語については、
巻末の「参考資料 プランにおける用語の説明」において、その説明を記載しています。

1 中期経営プランの策定について（策定の趣旨）

多くの先人たちの努力によって築かれた本市の水道・下水道事業は、これまで発展を続け、今日にいたるまで、安定して良質な水道水の給水と衛生的で快適な住生活環境を実現しています。そして、これからもみなさまの快適な生活を支える身近で、大切なライフライン[※]として、将来にわたって安定的・持続的なサービスを継続していくことが求められています。

本市は、水道事業と下水道事業を「公営企業[※]」として運営しています。公営企業は、利用者のみなさまに納めていただく料金から得られた財源で事業を行う「独立採算制[※]」を基本原則としており、料金収入をもとに水道管や下水処理施設などの施設整備を行い、市民サービスを提供していくこととされています。

現在、本市の水道および下水道事業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展に伴う人口減少や節水機器の普及による節水型社会の到来などを要因とする水需要の減少により、料金収入の増加が見込めない一方で、高度経済成長期に整備された施設設備の老朽化対策や災害対策などへの投資が増大していくことが見込まれています。

そのため、これからの事業運営においては、現状把握を十分に行ないながら、自らを取り巻く社会環境や経済環境の変化に柔軟に対応するとともに、将来を見通した中長期的な視点に立って、徹底した効率化と経営の健全化に取り組んでいくことが必要とされています。

これまで本市は、平成17年度に「上下水道事業中期経営プラン」、平成22年度に「上下水道事業経営プラン2010」を策定し、事業運営の健全化と効率化に取り組んできました。これらの計画は計画期間を5年間とし、年度ごとに計画の進捗状況などの検証を行い、その確実な実行と安定した事業運営の確保を図っています。

これからは、これまでの計画に定められた10年間よりも、さらに事業運営を取り巻く環境が厳しくなることが予想されることから、中長期的な視点に立った将来像を描き、明確なビジョンを持って、「経営基盤の強化」と「財政マネジメントの向上」に取り組んでいくことが、みなさまの大切なライフラインを担う事業者の責任であると考えています。

そこで、今年度、引き続いて中長期的な経営の基本計画である新たな「岐阜市上下水道事業中期経営プラン」を策定いたします。本プランに基づき、これからも継続して事業運営の健全化と効率化に努めてまいります。

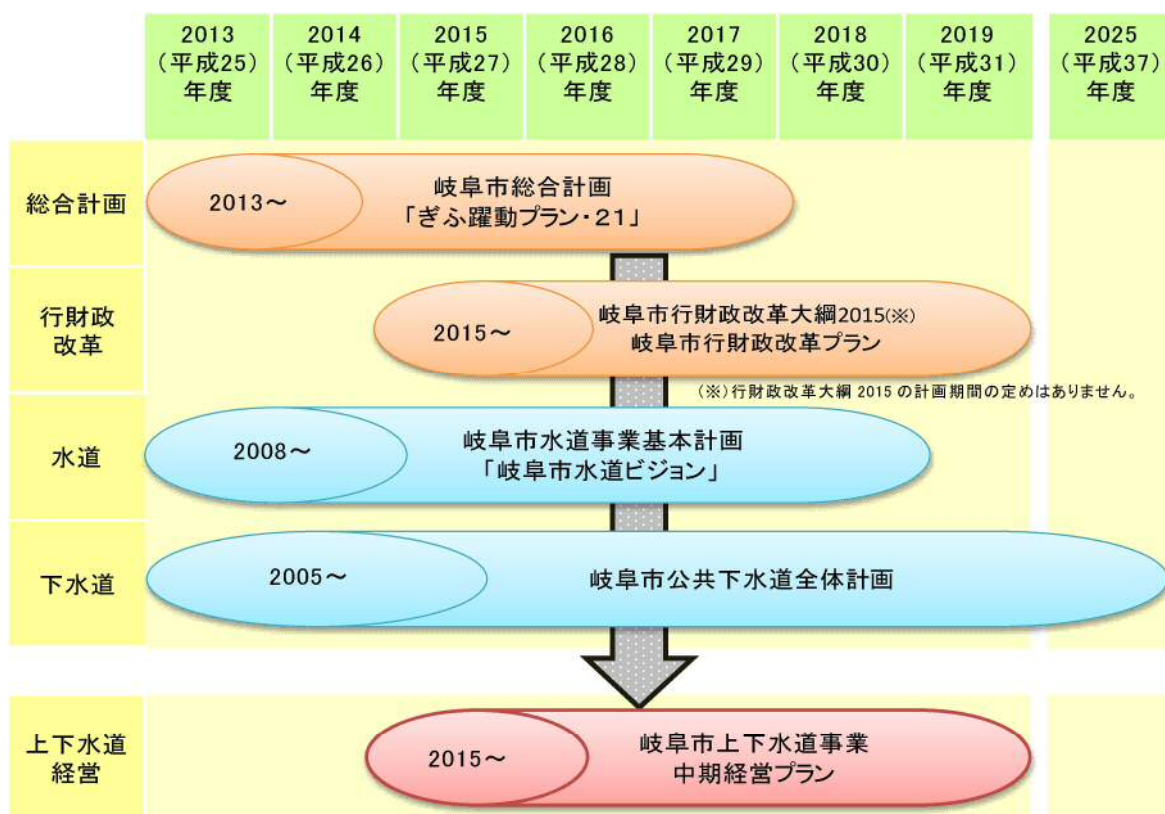
2 中期経営プランの位置づけ、計画期間

1 計画の位置づけ

本プランは、上下水道事業の事業運営の方針を明らかにするものですが、岐阜市全体の行政運営の方向性との整合性を確保していくため、岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・21」、行財政改革の方針を示した「岐阜市行財政改革大綱 2015」、実施計画である「岐阜市行財政改革プラン」を踏まえて策定しています。

また、上下水道事業においては、平成30年度を目標年度とする「岐阜市水道事業基本計画（岐阜市水道ビジョン）」、平成37年度を目標年度とする「岐阜市公共下水道全体計画」に基づいて事業運営を行っており、本プランは「経営の効率化・健全化」、「計画的な施設整備」、「お客さまサービスの向上」などを図っていくための具体的な事業運営の指針と位置付けています。

経営プランと他の計画との関係



2 計画期間

本プランの計画期間は、平成27年度から平成31年度の5年間としています。



3 水道事業と下水道事業の現状と課題（課題の抽出）

1 水道事業の現状と課題

本市の水道事業は、昭和5年に給水を開始して以来、9期にわたる拡張工事※の実施、簡易水道※の統合などを進めており、平成25年度末における水道普及率※は85.6%となっています。（資料1参照）近年、家族構成の変化や節水型社会の進展により、有収水量（水道料金の徴収の対象となる水量）は、微減傾向となっており、料金収入の今後の増加は見込めない状況です。（資料2、3参照）

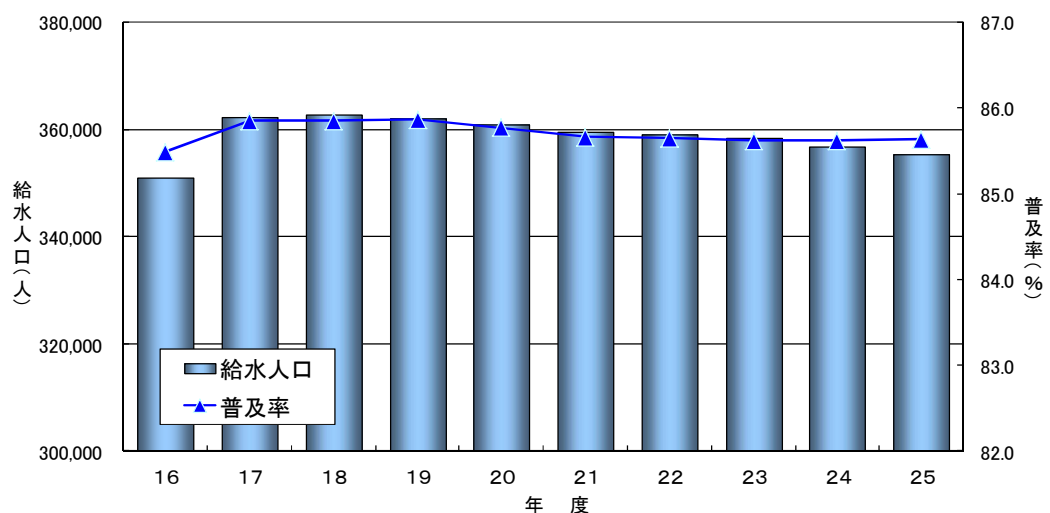
一方で、法定耐用年数※を超えた施設が今後増加していくため、施設の老朽化対策や、地震などの災害に備えた施設の耐震化に取り組んでいく必要があり、一定額以上の投資が必要とされています。

さらに、借金である企業債※残高の高止まりが続いているほか、その返済である企業債元金償還金※が、内部留保の財源となる減価償却費※を上回る状況です。（資料4、5参照）

これまで、利用者のみなさまの負担抑制の観点から、職員定数の削減をはじめとする経費削減のほか、投資の絞り込みや企業債の活用により財源を確保することで、必要な事業は行いつつ、料金の据え置きに努めてきましたが、「投資額の確保」「企業債残高の縮減」「手持ち資金の確保」を図り、これらの様々な課題に対応していくため、平成26年度に、14年ぶりとなる水道料金の増額改定を実施しています。

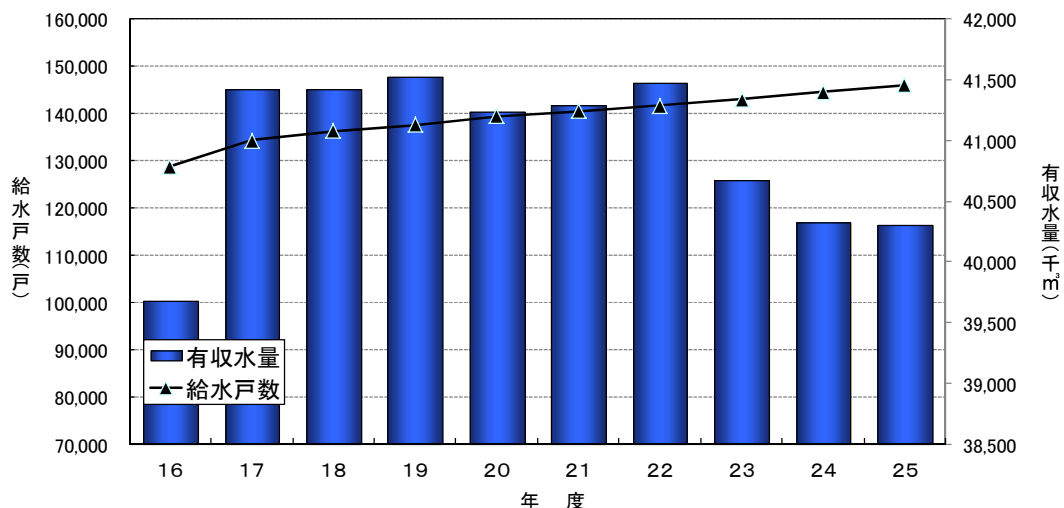
今後も、長期的な事業経営の視点から、効率的な投資の実行や引き続き事務事業の見直しに努めるなど、経営の効率化に取り組むとともに、適正な受益者負担※の検討を含めた、財源の確保に留意していくことが必要とされています。

資料1 水道の普及状況の推移（普及率と給水人口）



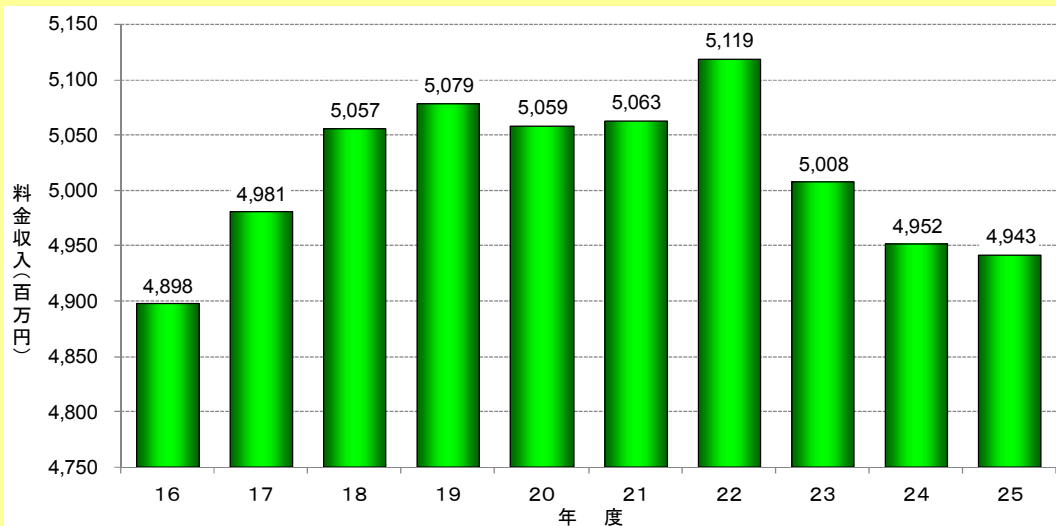
■平成17年度以降、給水人口は減少傾向で、普及率は横ばいの状況が続いています。

資料2 有収水量と給水戸数の状況



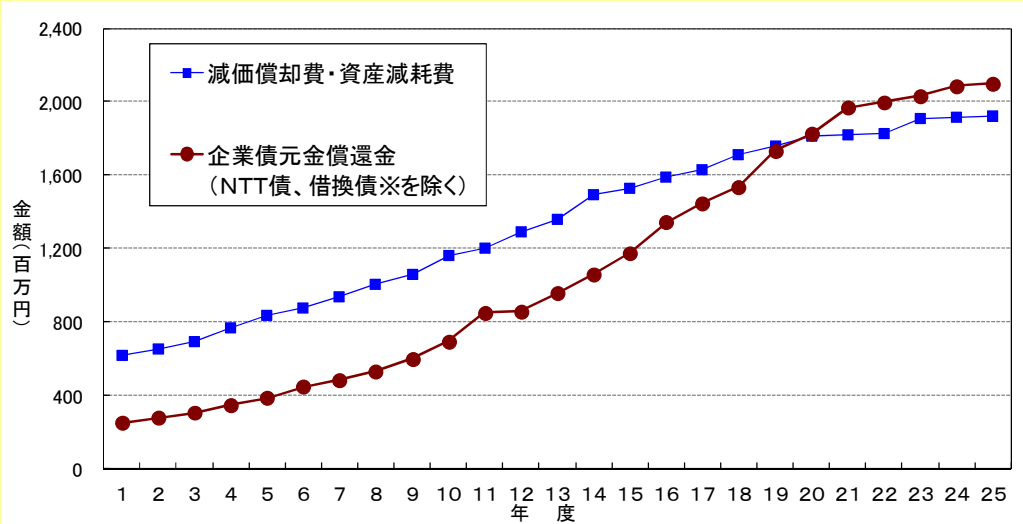
■給水戸数は微増傾向にありますが、節水型社会などの進展により、料金収入に結びつく有収水量は平成22年度以降、減少傾向となっています。

資料3 水道事業における料金収入の推移



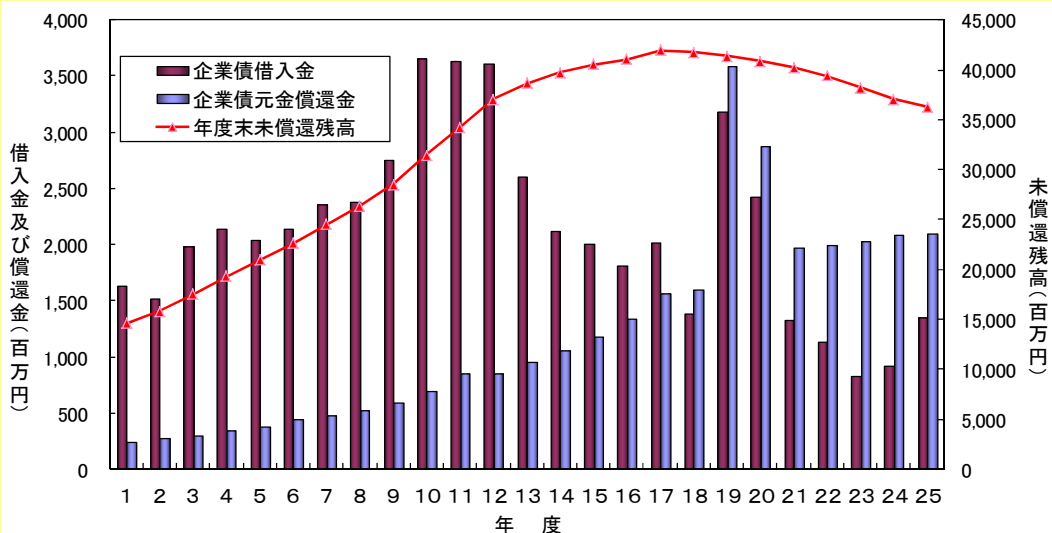
■資料2で示した有収水量の減少を受け、事業運営の財源の柱となる料金収入は平成22年度以降、減少傾向にあります。

資料4 水道事業における企業債元金償還金と減価償却費



■これまで企業債を活用して事業運営の財源を確保してきたため、企業残高が高止まりとなっています。そのため、企業債の償還金（企業債元金償還金）が増加しており、平成 20 年度以降、内部留保の財源となる減価償却費を上回っている状況となっています。

資料5 水道事業における企業債残高の推移



■企業債の発行（企業債借入金）の抑制に努めていますが、現状においては、企業債残高（年度末未償還残高）は高止まりの状況です。そのため、今後も企業債の償還金（企業債元金償還金）の増加が見込まれます。

2 下水道事業の現状と課題

本市の下水道事業は、昭和9年に下水道事業に着手して以来、中部・北部・南部・北西部処理区及び流域関連処理分区※の整備を図り、平成25年度末における下水道普及率は91.6%となっています。（資料6参照）

これまでの着実な下水道整備により、下水利用戸数は増加してきていますが、近年、節水型社会の進展などにより、下水料金収入は伸び悩む傾向にあります。（資料7参照）

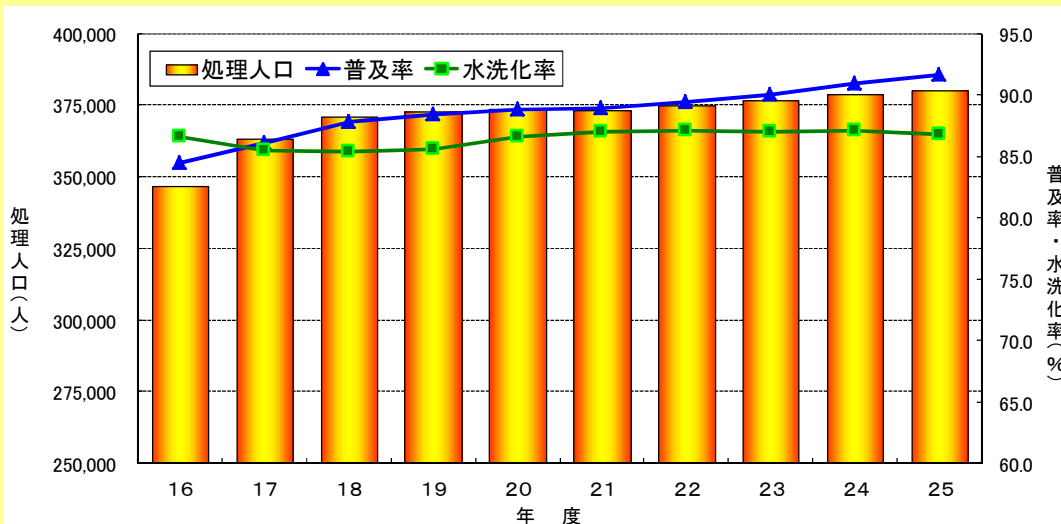
一方で、下水管渠などについては、耐用年数を超えるものが増加し、老朽化対策が必要になるほか、災害に備えた耐震化についても継続して取り組む必要があり、一定額以上の投資が必要とされています。

さらに、これまでの多額の建設改良※投資により、借金である企業債の残高の高止まりが続いており、返済である企業債元金償還金が、内部留保の財源となる減価償却費を上回る状況となっているなど、企業債残高の縮減は喫緊の課題です。（資料8、9参照）

これまでの事業経営においては、職員定数の削減をはじめとする経費削減・合理化の推進に努め、投資の絞り込みや企業債の活用により、必要な事業を実施してきましたが、純損失の発生や補てん財源※の不足が見込まれたことから、事業に必要な財源を確保するため、平成24年度に下水料金の増額改定を実施しています。

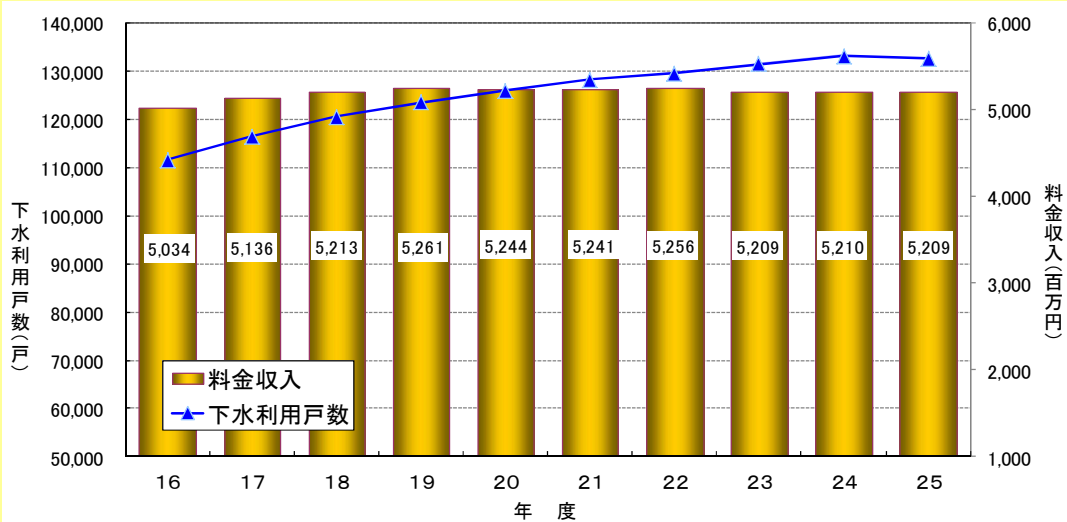
今後、さらなる設備更新費用の増大が避けられない中、水道事業と同様に「投資額の確保」「企業債残高の縮減」「手持ち資金の確保」を図り、長期的に事業経営の安定を確保していくためには、引き続き経営の効率化に努めるとともに、適正な受益者負担の検討を含め、財源の確保に留意していくことが必要とされています。

資料6 下水道の普及状況の推移



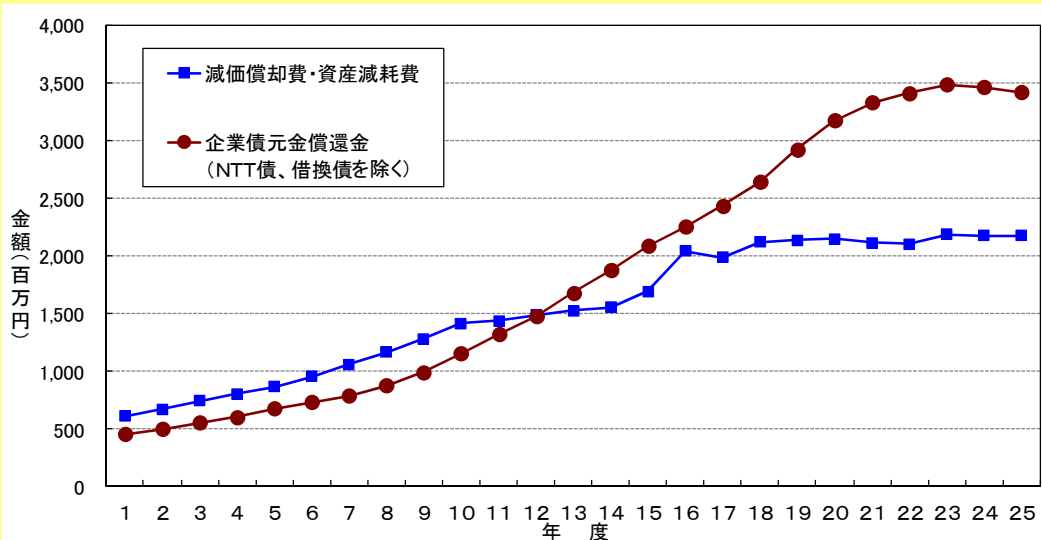
■下水道の整備により、普及率は増加していますが、下水道へ接続されている割合を示す水洗化率※については横ばいの状況です。

資料7 下水料金収入と下水利用戸数の状況



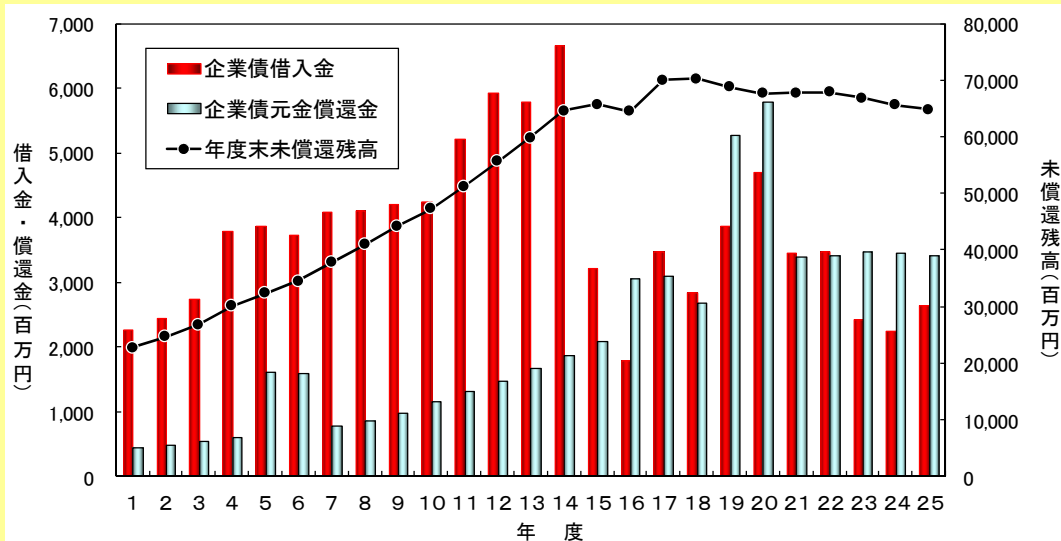
■ 少子高齢化の進展や節水型社会への変化などによる使用水量の減少により、料金収入は横ばいの状況であり、今後、水洗化率の向上にさらなる取り組みが求められます。

資料8 下水道事業における企業債元金償還金と減価償却費



■ 水道事業と同様に企業債残高が高止まりとなっており、企業債の償還金（企業債元金償還金）が増加しています。平成 13 年度以降、内部留保の財源となる減価償却費を上回っている状況となっています。

資料9 下水道事業における企業債残高の推移



■これまで必要な設備投資の財源に企業債を活用してきたため、企業債残高（年度末未償還残高）は高止まりの状況です。現在、企業債の発行（企業債借入金）の抑制に努めていますが、今後も企業債の償還金（企業債元金償還金）の増加が見込まれます。

4 企業経営の目標と具体的な取り組み（経営目標の整理）

本市の水道・下水道事業は先に述べたように、「公営企業」として運営されています。今後も事業運営の健全化や効率化に取り組むにあたり、まずは事業そのものの意義やその必要性について改めて検証することが必要とされています。

水道事業は、生活を営むために欠かすことのできない水を安定的に供給していく使命をもつ重要なライフラインです。また、下水道事業は、日々の生活の営みや経済活動により生じる汚水を適切に処理することで、快適で衛生的な住環境の実現や、健全な水循環の創造に重要な役割を果たしています。

水道・下水道事業ともに、今後も将来にわたって、豊かで快適な市民生活を支えていくため、責任をもって継続していかねばならない重要な事業として位置づけ、以下の企業経営の目標を設定し、取り組んでいきます。

1 企業経営の5つの目標

目標1 人づくり・組織作りに取り組み、経営の効率化を図ります

①公営企業としての組織のあり方

水道・下水道事業を担う人材が、十分な能力を発揮できる組織作りを進めていくことが、事業運営には不可欠であり、そのあり方については、絶えず検証していくことが必要とされます。

なお、その検証にあたっては、水道・下水道事業を取り巻く環境の厳しさを十分に考慮した上で、効果的かつ効率的に事業運営を行える組織作りに努めていきます。

②人材の育成と組織の活性化

水道・下水道事業が公営企業として運営されている以上、その経営にあたっては、常に企業としての経済性を発揮し、能率的・合理的な事業運営に努めていくことが求められています。

「企業は人なり」と言われるように、人材は事業運営にとって最も重要な経営資源です。これからの厳しい経営環境の下、様々な課題に適切に対処していくためには、技術や技能の継承を含め、人材をしっかりと育成していくことが不可欠とされています。

そのため、職員一人ひとりには、常に経営感覚や意識改革を求めながら、能力向上のための研修などの充実、これまでに培われた大きな財産である高度な技術や技能、知識などを確実に継承していく体制作りに努めるとともに、これらの成果が十分に発揮されるよう、絶え間ない組織の活性化に取り組んでいきます。

③適正な人事管理

人材の育成とともに、能力及び実績にもとづく適正な人事管理は組織運営において重要な課題です。今後も目標管理制度や人事考課制度にもとづいた人事管理を継続していきます。

また、多くの技術や技能をもった職員の退職が継続します。退職者の動向を見据え、適切に技術の継承などが行なえる人員配置に努めていきます。

④職員の給与の適正化

水道・下水道事業に従事する職員の給与については、これまで継続して給与水準や特殊勤務手当の見直しを行い、その適正化に努めてきましたが、今後も、国の行財政改革の方針や岐阜市行財政改革大綱 2015 を踏まえつつ、そのあり方について検証を続けていきます。

目標2 安定した事業運営を実現するため、健全な財政運営に努めます

①料金その他の収入の確保

本市の水道事業、下水道事業は公営企業として運営されており、その事業運営は「税金」を財源とするのではなく、「料金収入」を財源とする「独立採算制」および「受益者負担制度」により行っていくことが原則とされています。

企業活動を行い、健全に事業を継続していくためには、財源の大きな柱である料金収入を適正に維持していく必要があり、状況に応じて必要な料金設定を確立していく必要があります。

今後も、経費の削減を中心とした経営の効率化に努めながら、必要とされる投資を着実に行っていくことで、「施設設備」と「財政」の両面から健全な事業運営を実現していくため、「料金収入の動向」やそれに伴う「受益者負担のあり方」、「必要とされる設備投資」、「企業債のあり方」などを総合的に勘案し、料金の制度のあり方をしっかりと検討していきます。

さらに、保有する企業資産の有効活用や幅広い広告事業の展開などに取り組むことにより、新たな収入の確保を図り、経営の活性化に努めていきます。

また、財政負担の軽減に効果が大きい、国などの補助制度については積極的にその活用を努めるとともに、今後も機会をとらえて、その充実を求めています。

②一般会計からの繰入金のあり方

公営企業は「独立採算性」を経営の基本的な原則としていますが、安定的な事業運営のため、料金収入によることが適当でないとされる経費などは、法令等によって、一般会計等がその負担などを行うこととされています。

本市は法令や国から示される「繰出しの基本的考え方」に基づいて、水道事業では消火栓設置のための経費や配水池建設に要する経費などを、下水道事業においては雨水処理に要する経費、水環境の保全に有効な高度処理施設の維持管理の

経費などについて、一般会計繰入金※を受けています。

今後も公営企業として、まず自らが効率的な事業運営に努めていくとともに、このような経費の負担について、適正な運用を図っていくことで、安定的な事業運営を実現していきます。

③適正な資金管理・調達

事業運営にあたっての資金の運用は、短期的な収支計画とともに、長期的な資金推移を想定することで、適正で効率的な資金管理、資金調達を行い、内部留保資金の適切な活用を図っていきます。

目標3 重要なライフラインとして施設設備の機能維持・向上に努めます

本市の水需要は、人口減少や節水型社会の進展による需要構造の変化を受け、緩やかに減少していくことが予測されており、それに伴って水道料金、下水料金ともに減少していくことが見込まれています。

一方で、上下水道施設ともに、順次、耐用年数が経過し、「施設設備の老朽化」の加速が避けられない状況となっています。ライフラインとして水道水の安定供給を行い、また汚水処理を行うことで良好な水環境を保全していくには、これらに対する投資を確実に実施していく必要があります。

これまで、設備投資に関しては、投資規模の適正化に注意を払い、過大投資や過度の先行投資にならないよう、施設の維持管理の見通しを明らかにし、財政計画を策定することで対応してきました。

今後、一層、その精度を高め、中長期的な視点から設備投資にかかる「事業計画」と財源の裏付けとなる「財政計画」に基づいて適切な投資を行い、施設設備の機能の維持や向上に努めていきます。

目標4 さらなる経営基盤の強化をめざします

①企業合理化の検討の継続

本市は、これまでも営業関連業務や漏水調査業務などについて、民間委託を進め、事業運営の合理化を図ってきています。今後も継続して民間委託の活用を検討していきますが、水道事業、下水道事業ともに市民生活に密着した公益性の高い事業であることから、サービス水準の維持には十分留意していきます。

また、近年、公共施設等運営権方式※（いわゆるコンセッション方式）など、新たな企業経営の合理化の手法が注目されていることから、企業合理化の手法についての研究や検討を行っていきます。

②新技術の活用

高度経済成長期を経て、成熟した社会に移行した現在、地球温暖化対策の推進や良好な水環境の保全、限りある資源を再利用していく循環型社会※の確立などに

社会全体で取り組んでいくことが求められています。

今後も、下水汚泥焼却灰からのりん回収事業の継続や下水汚泥焼却炉の自燃化技術[※]の導入に向けた取り組みなどにより、循環型社会の確立や地球温暖化対策に取り組めます。

目標5 みなさまに信頼される事業運営に努めます

水道事業、下水道事業ともに、市民生活に身近で欠かすことの出来ないライフラインであること、みなさまに納めていただく料金により事業運営を行っていることなどから、事業の現状や課題、重点的な取り組みなどについて、十分なご理解をいただくため、積極的な情報発信を行い、説明責任を果たしていくことが必要とされています。

これまで広報紙「水のこえ」や各種パンフレット、ホームページなどにより、事業運営に関する情報などを発信してきましたが、引き続き、みなさまに事業運営への理解を深めていただけるよう、わかりやすい情報発信・情報公開のあり方を検討していきます。

また、みなさまから寄せられたご意見等は十分に精査し、今後の事業運営につなげていきます。

2 企業経営の目標達成のための具体的な取り組み

(1) 具体的な取り組みの整理

企業経営において掲げた5つの目標について、それを達成していくための具体的な取り組みを「重点取組項目」として以下に整理します。重点取組項目については、計画期間内の年度ごとのスケジュールを定め、進捗管理を確実にを行います。

また、本市では、行財政改革を継続して推進していくという視点から、その指針として「岐阜市行財政改革大綱 2015」とその施策などを示す「岐阜市行財政改革プラン」を策定しています。本プランにおいても、それらと整合性を図り、今後の事業運営を継続していくことが必要であり、行財政改革大綱との関連についても明示します。

目標1 人づくり・組織作りに取り組み、経営の効率化を図ります



目標2 安定した事業運営を実現するため、健全な財政運営に努めます



目標3 重要なライフラインとして施設設備の機能維持・向上に努めます

行革大綱（大項目）	行革大綱（中項目）	本プランに示す重点取組項目
健全な 財政運営の推進	財政規律の堅持 施設の適正管理	水道施設の計画的な整備の推進
効率的な 行政経営の推進		下水道施設の長寿命化計画の推進
効率的な 行政経営の推進	施設の適正管理	水源地※の統廃合
		有収率の向上
		不明水対策の実施

目標4 さらなる経営基盤の強化をめざします

行革大綱（大項目）	行革大綱（中項目）	本プランに示す重点取組項目
効率的な 行政経営の推進	事務事業の見直し	下水污泥焼却炉の自燃化技術の導入
		下水処理場水質検査項目の見直し

目標5 みなさまに信頼される事業運営に努めます

行革大綱（大項目）	行革大綱（中項目）	本プランに示す重点取組項目
市民に開かれた 市民満足度の高い 行政の推進	情報の積極的な 提供	積極的な情報発信・情報公開の推進
	市民の利便性の 向上	おいしい水の啓発および環境保全への取り組みの啓発
市民の参画と協働 の推進	市民の思いの 市政反映	水道・下水料金の支払い方法の多様化
		モニタリング制度※の導入の検討

(2) 重点取組項目（企業経営における取組）

目標1 人づくり・組織作りに取り組み、経営の効率化を図ります

■職員研修の取り組み

区分	内容					目標・効果等
共通	■ 接遇や公務員倫理などの職員研修に取り組み、職員一人ひとりの資質の向上に努めます。					■ 職員一人ひとりがスキルアップしていくことにより、さらなるサービス向上を図ります。
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・職場研修の実施、継続	⇒	⇒	⇒	⇒

■上下水道維持管理職員の育成

区分	内容					目標・効果等
共通	■ 水道管や下水道管の施工や維持管理に関する研修を活用し、維持管理業務を中心とした職員の能力向上を図ります。					■ 最新の技術に対応できる技能を持つ職員を育成していくことで、重要なライフラインである上下水道をしっかりと維持管理していきます。
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・実務経験や研修を活用した職員の育成	⇒	⇒	⇒	⇒

■適正な職員配置による事業運営

区分	内容					目標・効果等
共通	■ 技能労務職のあり方を検討し、適正な職員配置を行うことで、事業運営に必要な技能の継承を図ります。					■ 水道および下水道に関する技能の継承により、適正な維持管理や災害対応を確実に行うとともに、安心・安全なサービスの提供を継続します。
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・技能労務職のあり方の検討、職員の適正配置	⇒	⇒	⇒	⇒

目標2 安定した事業運営を実現するため、健全な財政運営に努めます

■料金水準および制度の適正化

区分	内容				目標・効果等	
共通	■水道・下水料金ともに、料金水準および制度の適正化を継続して検討し、将来を見据えたあり方を決定していきます。				■料金収入による財源確保を行うことで、必要とされる設備投資を確実に実行しながら、借金である企業債の発行を抑制し、財政の健全化を図ります。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・水道料金のあり方の検討 ・下水料金のあり方の検討				

■上下水道事業に適用可能な補助制度の確実な活用

区分	内容				目標・効果等	
共通	■各省庁や県の補助制度に十分な注意を払い、活用可能な補助制度には確実に対応します。 ■補助制度の充実などを継続して国などに要望していきます。				■補助制度の活用により、財源を確保し、必要な事業を確実に行いつつ、企業債の抑制に努めます。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・補助制度の活用の検討 ・補助制度の充実を国などへ要望	⇒	⇒	⇒	⇒

■企業債残高の縮減

区分	内容				目標・効果等	
共通	■料金制度適正化などにより、投資財源を確保し、借金である企業債の発行を抑制します。				■企業債の発行の抑制により、財政の健全化を図ることで、世代間の負担の公平性を確保します。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・水道事業企業債残高 ■350億円 ・下水道事業企業債残高 ■642億円	■343億円 ■634億円	■336億円 ■622億円	■329億円 ■612億円	■322億円 ■600億円

■水道・下水料金の収納率の向上

区分	内容				目標・効果等	
共通	■今後も継続して、営業関連業務委託の受託事業者と連携し、未納者への督促状などの送付、戸別訪問、給水停止処分などにより滞納整理を進めるとともに、口座振替への切替を推進します。 ■平成 26 年度から導入した業務委託契約における報奨金・違約金制度の効果を検証します。				■水道・下水料金の収納率の向上により、収入の増加を図るとともに、口座振替による確実な収納を実現します。	
	年次目標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		・収納率 ■98.34%	・収納率 ■98.36%	・収納率 ■98.38%	・収納率 ■98.4%	・収納率 ■98.42%
		・報奨金、違約金制度の検証	⇒	⇒	・新たな業務委託契約の締結	⇒

■未利用地の有効活用および売却

区分	内容				目標・効果等	
共通	■保有財産について精査を行い、有効利用に努めるとともに、未利用地の売却などによる収入の確保を行います。				■未利用地の売却により、維持管理経費の削減を図るとともに、事業運営の財源を確保します。	
	年次目標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		・未利用地の売却	⇒	⇒	⇒	⇒

■井戸水から水道水への切替促進

区分	内容				目標・効果等	
水道	■継続的な戸別訪問などの実施や助成制度の活用により、井戸水利用者への水道普及に努めます。 ■大口利用者の獲得につながる情報収集と普及促進に取り組みます。				■水道利用者数の増加を図り、料金収入の増加につなげます。	
	年次目標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		・井戸水からの切替戸数 ■140 戸	⇒	⇒	⇒	⇒
		・大口利用者の獲得に向けた情報収集及び普及促進	⇒	⇒	⇒	⇒

■水洗化の促進

区分	内容				目標・効果等	
下水道	下	■継続的な戸別訪問の実施や助成制度の活用などにより、下水道接続を促進します。				■清潔で快適な暮らしを実現し、公衆衛生の向上に寄与するほか、下水道利用者数の増加を図り、料金収入の増加につなげます。
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・切替戸数 ■600戸	28年度以降の目標については、市街化調整区域における下水道整備計画の策定に合わせ、設定します。			

■受益者負担金の収納率の向上

区分	内容				目標・効果等	
下水道	下	■滞納を防ぎ、期限内納付を促進するため、口座振替を推進します。 ■市街化調整区域*の下水道整備が開始されるため、その影響を考慮し、滞納調査や催告、訪問による徴収などの取組強化を検討します。				■口座振替の推進や徴収事務の強化などにより、収納率の向上を図ります。
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・口座振替の推進	⇒	⇒	・徴収事務の見直し検討	・収納率 ■94%

■井戸水メーター設置の推進

区分	内容				目標・効果等	
下水道	下	■認定基準*（みなし水量）により下水料金を算定している井戸水等利用世帯に対し、井戸水メーターの設置を推進します。				■井戸水メーターの設置推進により、正確な下水放流量を計測するとともに、認定基準適用世帯の減少を図ります。
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・設置件数 ■450件	⇒	⇒	⇒	⇒

■受益者負担金前納報奨金制度のあり方

区分	内容				目標・効果等	
下 水 道	■市税や国民健康保険料では前納報奨金制度の見直しが行われていることから、受益者負担金についても、制度の利用状況や他都市調査などの結果を踏まえ、制度の見直しについて方針を決定します。				■適正な助成制度のあり方について検討し、前納報奨金の交付率の適正化を図ります。	
	年	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	次 目 標	・納付実態や制度の利用状況等の調査及び整理	⇒	・他都市調査の実施	・制度の検証	・制度適正化の方針決定

目標3 重要なライフラインとして施設設備の機能維持・向上に努めます

■水道施設の計画的な整備の推進

区分	内容					目標・効果等
水道	■今後、老朽化等に伴う水道施設の更新需要の増加に対し、財政的な側面を勘案しながら、計画的な整備を推進します。					■計画的に整備を進めていくことにより、水道施設の機能維持を的確に行い、将来にわたって安定的な水道水の供給を行います。
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・事業計画に基づく事業の推進（年平均投資約24億円） ・必要に応じた事業計画の見直しの実施	⇒	⇒	⇒	⇒

■水源地の統廃合

区分	内容					目標・効果等
水道	■水源地の統廃合を進めることにより、効率的な施設の維持管理を行いながら、安全で安定した水道水の供給を行います。					■統廃合により、水源地の維持管理の効率化や経費の削減が図られるとともに、安定して安全な水道水を供給できる施設設備の維持管理を行います。
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・黒野第1南水源地を廃止。（雄総水源地からの送水）	・黒野第2水源地を廃止。（木田水源地からの送水）		・岩野田水源地を廃止。（雄総水源地からの送水）	

■有収率の向上

区分	内容					目標・効果等
水道	■計画的に漏水防止調査の作業内容の見直し、常時ドレーン※水量の減量化、給水管対策や配水管の更新の推進などに取り組むことにより、現行の水道ビジョンに掲げる有収率78.5%の達成を目指します。 ■平成27年度から検討する新たな水道ビジョンの策定において、実施した取り組みを検証し、新たな年度ごとの有収率の目標値を設定します。					■有収率の向上（目標値：平成30年度 78.5%）により、効率的な配水を行います。 ■取り組みの効果を的確に把握・検証し、年度ごとの新たな目標値を設定します。
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		⇒	⇒	⇒	・有収率目標値 ■78.5%	⇒

■下水道施設の長寿命化計画の推進

区分	内容				目標・効果等	
下水道	■下水道施設の長寿命化計画を策定し、計画的な改築を推進することで、適切な施設の維持管理を行います。				■計画的に下水道施設の改築を行うことにより、施設の老朽化等に対応し、衛生的な生活環境を維持します。	
	年次目標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		・長寿命化計画に基づく事業の推進	⇒	⇒		
			・平成 30 年度からの次期長寿命化計画の検討	・次期長寿命化計画の方針および計画の決定	・次期長寿命化計画に基づく事業の推進	⇒

■不明水対策の実施

区分	内容				目標・効果等	
下水道	■計画的な不明水調査結果に基づいて、継続的にマンホール調査を行い、必要に応じて侵入水防止処置を実施します。				■不明水を原因とする下水流出量を減少させることで、下水処理場の維持管理経費や流域下水道維持管理負担金※の削減を図ります。	
	年次目標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		・不明水対策の継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒

目標4 さらなる経営基盤の強化をめざします

■下水汚泥焼却炉の自燃化技術の導入

区分	内容				目標・効果等	
下水道	下	■設備の更新時期に合わせ、低含水脱水汚泥※を自燃化させる設備を北部プラントに段階的に導入します。				■補助燃料である重油の使用量を大幅に減らし、燃料費の削減を図るとともに、地球温暖化対策に貢献します。
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・低含水脱水汚泥の焼却による重油量の縮減	⇒	・脱水汚泥移送設備の更新	・脱水汚泥貯留槽の更新	・自燃運転の本格化

■下水処理場水質検査項目の見直し

区分	内容				目標・効果等	
下水道	下	■処理場排水と同時に行っている流入水検査は、法令上の義務がなく、これまで異常事案の発生がない検査項目については見直しを行い、費用の削減を図ります。				■検査項目の見直しにより、検査に係る委託費用を削減します。
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・流入水の検査項目の見直しの実施				

目標5 みなさまに信頼される事業運営に努めます

■積極的な情報発信・情報公開の推進

区分	内容				目標・効果等	
共通	■上下水道事業の財政状況や水道水質などの情報をわかりやすく発信します。 ■断水情報など生活へ影響がある情報を、迅速に発信していく方法について検討します。 ■ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）※などを活用した新たな広報展開を検討します。				■上下水道事業への理解を深めていただくため、わかりやすい情報発信に積極的に取り組みます。 ■寄せられる要望や意見にしっかりと向き合い、事業の改善に取り組みます。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・ホームページ、広報紙による情報発信	⇒	⇒	⇒	⇒
		・ホームページへの緊急情報掲載の検討	⇒			
			・新たな広報展開の検討	⇒		

■おいしい水の啓発および環境保全への取り組みの啓発

区分	内容				目標・効果等	
共通	■ペットボトル水の製造および販売を継続し、岐阜市の水道原水が非常に良質であることを広くPRしていきます。 ■ホームページや広報紙「水のこえ」などを活用し、上下水道事業の取り組みを発信します。				■市民のみなさんに良質な水道原水であることを実感していただき水道のさらなる普及を図ります。 ■下水道事業の環境保全に果たす役割をお伝えし、事業の必要性を発信していきます。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・ペットボトル水の製造、販売	⇒	⇒	⇒	⇒
		・ホームページ等を活用した上下水道事業の取り組みの発信	⇒	⇒	⇒	⇒

■水道・下水料金の支払い方法の多様化

区分	内容				目標・効果等	
共通	■お客さまサービス、必要経費などを総合的に勘案して、支払い方法の多様化について、検討を行います。				■お客さまの利便性を高め、サービスの向上を図ります。	
	年次目標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		・制度の調査	・多様化の検討	⇒	⇒	⇒

■モニタリング制度の導入の検討

区分	内容				目標・効果等	
共通	■直接、利用者みなさまと対話できるモニター制度の導入を検討します。				■みなさまの声やアイデアを事業経営に反映させ、満足度の向上を図ります。	
	年次目標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		・制度導入の検討	⇒	・方針決定	⇒	⇒

5 事業運営の目標と具体的な取り組み（事業目標の整理）

水道は、日常生活に必要不可欠なライフラインであり、安全でおいしい水を安定的に供給することが求められています。また下水道は、公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に資するものであり、計画的な整備・更新の実施が必要です。

近年は、南海トラフ巨大地震^{*}などの大規模災害の発生が危惧されていますが、災害時においても上下水道の機能を確保することが強く求められます。

これらを踏まえ、水道事業および下水道事業、それぞれで重点的に取り組んでいくことが必要とされる事業、上下水道事業に共通の視点で重点的に取り組んでいくことが必要とされる事業について、次の3つの目標を掲げた上で、具体的な事業を示し、その確実な実行に努めていきます。

1 事業運営の3つの目標

目標A 安全でおいしい水を供給します(水道事業)

水道水を安全に安定的に供給していくことが、水道事業においては何よりも重要とされています。そのため、水源地の常時遠隔監視や定例的、臨時的な水質検査の実施などにより、おいしい水の供給に努めていますが、水道に関わる施設が効率的にその機能を発揮し、安定的に水道水の供給を行えるようさらなる計画的な配置や適正な維持管理が求められています。

このため、時間帯や季節により変動する需要量に応じて家庭・事業所などへの配水量を調節するため、水道水を一時的に貯留する配水池^{*}の整備を推進します。

目標B 良好な水環境を創造します(下水道事業)

市民のみなさまに衛生的で快適な生活環境を提供し、豊かで清浄な水環境の保全、そして健全な水循環の創造に貢献していくためには、計画的な下水道の整備・更新により、その機能を維持していくことが必要です。

このため、北東部地域など未整備区域に対する下水道の整備や老朽化した中部プラントの計画的な改築・更新を推進します。

また、資源の有効活用により環境負荷の低減を図り、循環型社会の構築に貢献するため、下水汚泥焼却灰からのりん回収やディスポーザー^{*}の導入のためのモデル事業の継続に取り組みます。

目標C 災害に備えた対策の充実を図ります(水道事業・下水道事業)

本市では、災害の応急対策などの円滑な実施を図り、市民の生命及び財産を保護するため、地域防災計画を策定し、総合的な防災体制の構築を進めるとともに、地域防災計画の具体化及び実効性の確保を図るため、業務継続計画（BCP）※を策定しています。

上下水道事業部においても、平成 25 年 3 月に独自の業務継続計画を策定し、さらに災害時応急行動マニュアルを整備するなど、災害時の活動体制の構築に努めています。

上下水道は、必要不可欠な社会基盤施設であり、災害時にもその機能を確保できるものでなければなりません。今後も応急給水や復旧などの災害時応急対策の一層の強化・徹底を図るとともに、事前の備えとして、上下水道管、水源地、配水池及びプラント等の耐震化を計画的に推進し、ソフト・ハード両面から防災体制の強化を推進します。

また、全国各地で集中豪雨が頻発しており、本市の中心部においても、排水能力を上回る雨水の流入による浸水被害が発生する恐れがあります。このため、排水路の計画的な整備を行い、浸水被害の軽減に向けた対策を推進します。

2 事業運営の目標達成のための具体的な取り組み

(1) 具体的な取り組みの整理

事業経営において掲げた3つの目標について、その具体的な取り組みを「重点取組項目」として以下に整理します。重点取組項目については、計画期間内の年度ごとのスケジュールを定め、進捗管理を確実にを行います。

目標A 安全でおいしい水を供給します(水道事業)

重点
取組項目

配水池の整備

目標B 良好な水環境を創造します(下水道事業)

重点
取組項目

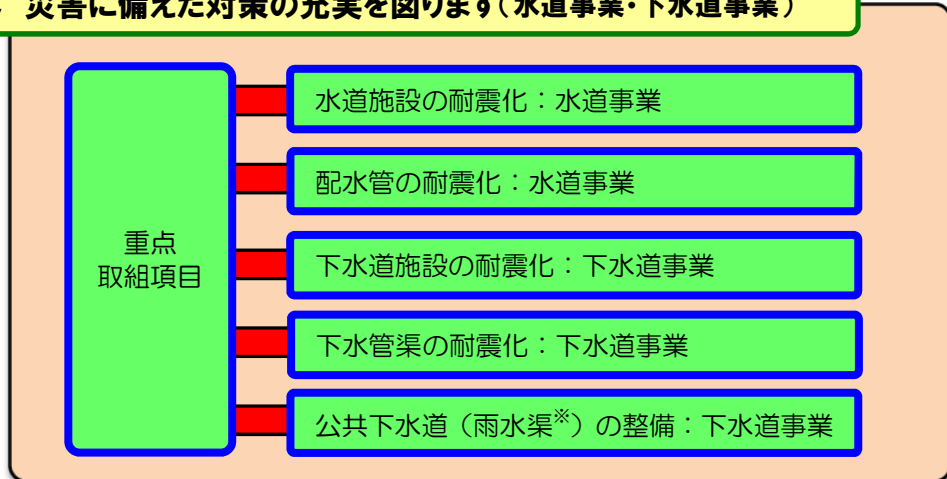
北東部処理分区の下水道整備

中部プラントの改築

下水汚泥焼却灰からのりん回収

市街化調整区域の下水道整備

ディスポーザーモデル事業の継続

目標C 災害に備えた対策の充実を図ります(水道事業・下水道事業)

(2) 重点取組項目（事業運営における取組）

目標A 安全でおいしい水を供給します(水道事業)

■配水池の整備

区分	内容				目標・効果等	
水道	■水源地から送られる水道水を貯留するため、配水池の整備を行います。				■変動する需要量に確実に対応し、水道水を安定的に供給するとともに、貯留時間*の向上を図り、災害に強い水道の確立に寄与します。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		岩野田配水池 ・工事実施	⇒	・配水開始		
				藍川配水池 ・基本設計	・詳細設計	・用地取得

目標B 良好な水環境を創造します(下水道事業)

■北東部処理分区の下水道整備

区分	内容				目標・効果等	
下水道	■北東部処理分区の下水道整備(市街化区域)について、平成27年度の完成を目指します。				■北東部処理分区の整備により、市街化区域全域の下水道整備を概ね完了します。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・市街化区域の下水道整備が概ね完了				

■中部プラントの改築

区分	内容				目標・効果等	
下水道	■中部プラントは、設備の老朽化が深刻であるため、全面改築工事を行います。 (平成27～30年度：第3期改築工事)				■全面改築により、汚水処理機能の高度化(ステップ流入式多段硝化脱窒法*+急速ろ過法)を図り、良好な水環境の保全に寄与するとともに、施設の耐震化を実現します。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・第3期改築工事(最初沈殿池、急速ろ過・塩素混和池棟)の着手	⇒	⇒	・第3期施設による処理開始	⇒

■下水汚泥焼却灰からのりん回収

区分	内容				目標・効果等	
下水道	下	■下水汚泥焼却灰に含まれるりんについて、北部プラント内の施設で回収し肥料化するとともに、その副産物である処理灰*の有効利用に取り組みます。				■りんの肥料化、処理灰の有効利用により、循環型社会の構築及び資源の再利用に寄与します。
	年次目標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		・継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒

■市街化調整区域の下水道整備

区分	内容				目標・効果等	
下水道	下	■市街化調整区域の下水道整備に、事業の採算性や投資効果を重視しながら着手します。				■衛生的で快適な生活環境を提供し、公共用水域の水質を保全します。
	年次目標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		・採算性や投資効果を勘案し、事業に着手	⇒	⇒	⇒	⇒

■ディスポーザーモデル事業の継続

区分	内容				目標・効果等	
下水道	下	■各家庭の排水設備としてディスポーザーの導入に向け、モデル事業を平成 29 年度まで継続します。 ■モデル事業の中で、下水道システムへの影響を検証し、その導入の可否を判断します。				■検証結果にもとづき、ディスポーザーの導入が可能となった場合は、臭気や鳥獣被害の低減による住環境の向上が期待できます。
	年次目標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
		・モデル事業の継続	⇒	・導入可否の決定		

目標C 災害に備えた対策の充実を図ります(水道事業・下水道事業)

■水道施設の耐震化

区分	内容				目標・効果等	
水道	■都市機能に欠かすことができないライフラインの一つとして、地震災害時にも配水機能を確保するため、水道施設の耐震補強を行います。				■災害に備えた対策の充実を図ります。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・工事実施	⇒	⇒	⇒	・基幹施設完了
		■雄総水源地管理棟・自家発棟	■鏡岩水源地管理棟 ■芥見野村水源地自家発棟	■鏡岩水源地自家発棟 ■市橋水源地ポンプ棟・配水池	■下川手水源地ポンプ棟・配水池	■本荘水源地配水池

■配水管の耐震化

区分	内容				目標・効果等	
水道	■市民生活を支える重要なライフラインとして、地震災害時においても最低限の機能を確保するため、配水管の耐震化を進めます。				■耐震管※を布設していくことで、災害に強い水道となり、ライフラインとしての機能が向上します。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・基幹管路※(口径300mm以上)の耐震化率 ■46%	■49%	■51%	■52%	■52%

■下水道施設の耐震化

区分	内容				目標・効果等	
下水道	■都市機能に欠かすことができないライフラインの一つとして、地震災害時に最低限の機能を確保するため、プラント等の耐震補強を行います。				■施設の活動拠点となる管理棟などを中心に、災害に備えた対策の充実を図ります。 ■沈殿池や反応槽等の水処理施設は、抜本的な耐震対策が困難であるため、施設の全面改築時に耐震化を実施します。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・工事実施	⇒	・完了		
		■北部プラント減菌棟	■北部プラント管理棟2 ■南部プラント管理棟1	■北部プラントブロウ棟 ■則武ポンプ場ポンプ棟		

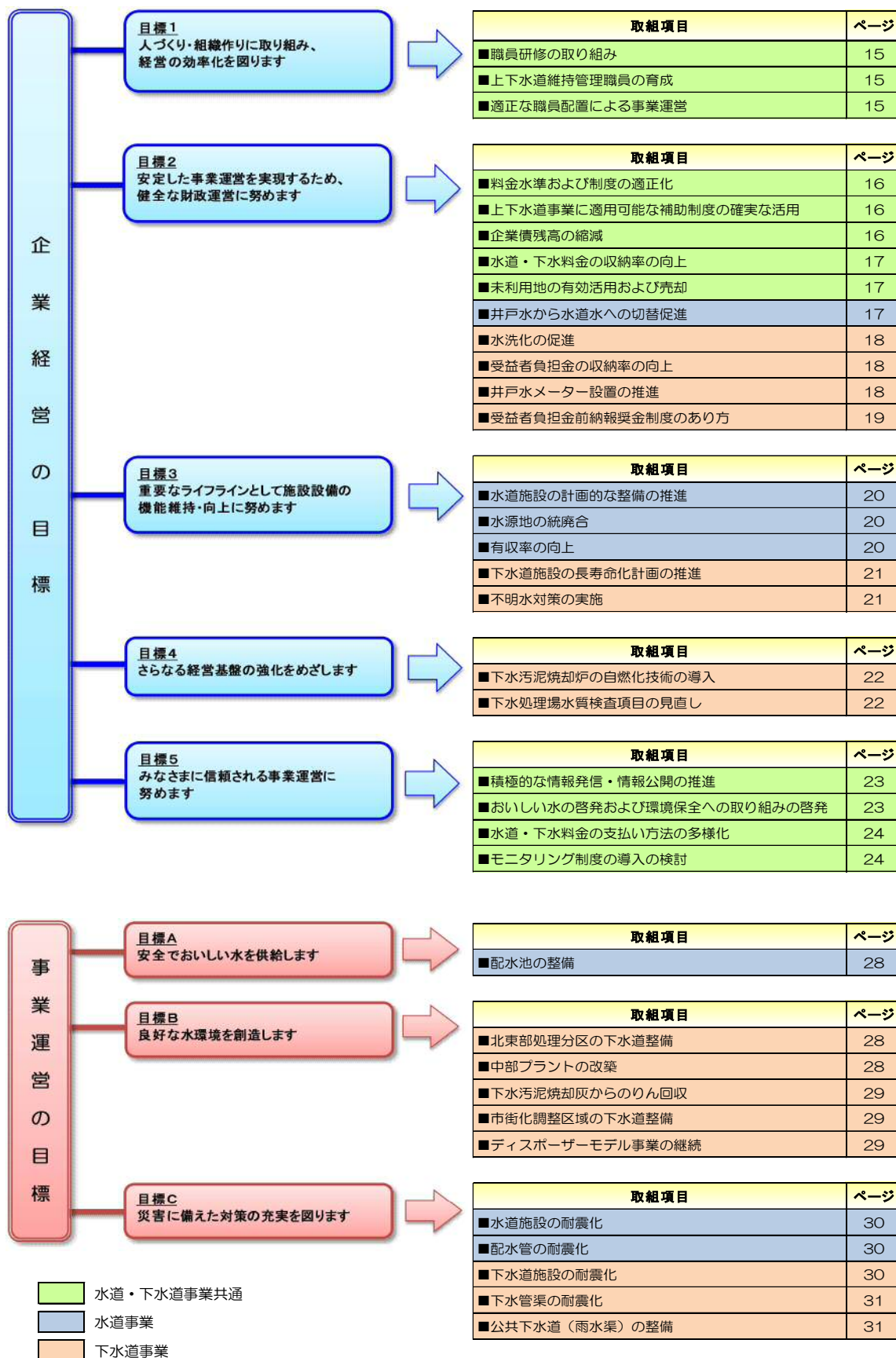
■下水管渠の耐震化

区分	内容				目標・効果等	
下水道	■都市機能に欠かすことのできないライフラインとして、地震災害時においても、最低限の機能を確保していくため、幹線管渠※を中心に、下水道管の耐震対策を行います。				■耐震対策を行うことにより、災害に強い下水道を確立します。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・耐震対策工事の継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒

■公共下水道（雨水渠）の整備

区分	内容				目標・効果等	
下水道	■浸水対策として、公共下水道の一つである雨水渠の整備を進めます。				■整備の強化により、市街地の浸水解消の向上が図られます。	
	年次目標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		・雨水渠整備の推進	⇒	⇒	⇒	⇒

6 中期経営プランに位置付ける取組一覧（体系図）



7 取り組みの具体的な効果（取り組み効果の明確化）

本プランに掲げる「企業経営における取組」と「事業運営における取組」により、計画期間の5年間で、以下のような具体的な効果を見込んでいます。

企業経営における取組の効果額

取組項目	項目	年 度					合計
		H27	H28	H29	H30	H31	
井戸水から水道水への切替促進	目標（戸）	140	140	140	140	140	700
	累計（戸）	140	280	420	560	700	
	前年比効果額（千円）	2,870	4,940	4,940	4,940	4,940	
	年度効果額計（千円）	2,870	7,810	12,750	17,690	22,630	63,750
水洗化の促進	目標（戸）※1	600	—	—	—	—	600
	累計（戸）	600	600	600	600	600	
	前年比効果額（千円）	12,100	8,650	—	—	—	
	年度効果額計（千円）	12,100	20,750	20,750	20,750	20,750	95,100
水源地の統廃合	スケジュール	黒野第1南廃止	黒野第2廃止	—	岩野田廃止	—	
	効果額（千円）	110,000	99,000	—	96,000	—	305,000
有収率の向上	目標（％）※2	—	—	—	78.5	78.5	
	年度効果額計（千円）	—	—	—	4,560	4,560	9,120
下水汚泥焼却炉の自燃化技術の導入	スケジュール	重油量の縮減	⇒	移送設備の更新	貯留槽の更新	自燃運転の本格化	
	前年比効果額（千円）	520	450	460	520	46,300	
	年度効果額計（千円）	520	970	1,430	1,950	48,250	53,120
下水処理場水質検査項目の見直し	スケジュール	検査項目の見直し	—	—	—	—	
	前年比効果額（千円）	400	—	—	—	—	
	年度効果額計（千円）	400	400	400	400	400	2,000
年度別効果額合計		125,890	128,930	35,330	141,350	96,590	528,090

※1）水洗化戸数の平成28年度以降の目標値は、市街化調整区域の下水道整備計画策定に合わせ、設定します。

※2）平成31年度以降の有収率の目標値は、新たな水道ビジョン策定に合わせて設定していきます。

事業運営における取組の効果額

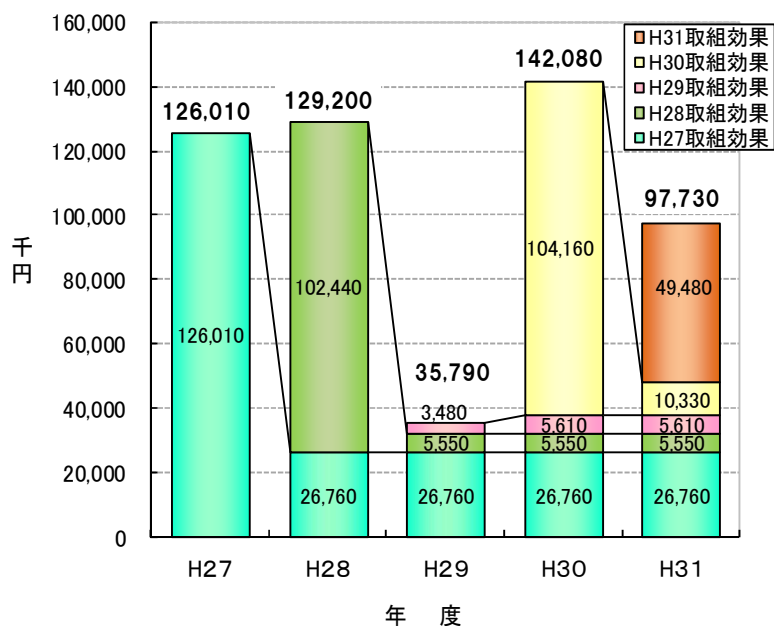
取組項目	項目	年 度					合計
		H27	H28	H29	H30	H31	
下水汚泥焼却 灰からのりん 回収	スケジュール	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	
	前年比効果額 (千円)	100	60	60	60	60	
	年度効果額計 (千円)	100	160	220	280	340	1,100
ディスパー ーモデル事業 の継続	目標(戸)	10	20	30	50	50	160
	累計(戸)	10	30	60	110	160	
	前年比効果額 (千円)	20	90	130	210	350	
	年度効果額計 (千円)	20	110	240	450	800	1,620
年度別効果額合計		120	270	460	730	1,140	2,720

企業経営、事業運営における取組の効果額の総計

(単位：千円)

取組区分	年 度					総計
	H27	H28	H29	H30	H31	
企業経営における取組	125,890	128,930	35,330	141,350	96,590	528,090
事業運営における取組	120	270	460	730	1,140	2,720
年度別効果額総計	126,010	129,200	35,790	142,080	97,730	530,810

企業経営、事業運営における取組の効果額



※左記のグラフに示す効果額については、その取組の効果が、「実施以降の年度に継続していくもの(井戸水から水道水への切替促進など)」と「実施年度のみ発生するもの(水源地の統廃合)」に区分されるため、各年度の効果額の総計に差異が発生します。

8 水道事業・下水道事業の収支計画

今後5年間、水道事業及び下水道事業における、それぞれの事業計画に基づいた財政収支の計画（注1）は次のとおりです。

1 水道事業の収支計画

需要予測

	H25 決算	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
給水戸数（戸）	146,020	147,300	148,600	149,900	151,200	152,500	153,800
年間総配水量（千 m ³ ）	52,334	51,601	50,879	50,167	49,465	48,772	48,089
1 日平均配水量（千 m ³ ）	143	141	139	137	136	134	131

収支計画

（単位 百万円）

			H25 決算	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
収 益 的 収 支	収 入	水道料金	4,943	5,074	5,260	5,229	5,198	5,168	5,137
		一般会計補助金	14	13	12	10	9	8	7
		長期前受金戻入	—	239	243	243	245	250	249
		その他	36	177	56	46	46	46	46
		計	4,993	5,503	5,571	5,528	5,498	5,472	5,439
	支 出	人件費	609	699	750	737	711	709	719
		物件費等	881	1,104	1,184	1,057	1,056	1,056	1,055
		減価償却費等	1,924	2,161	2,185	2,184	2,204	2,239	2,229
		支払利息	904	861	830	775	734	702	663
		その他	37	98	25	19	20	19	20
		計	4,355	4,923	4,974	4,772	4,725	4,725	4,686
	純損益		638	580	597	756	773	747	753
	積立金処分額		638	580	1,001	756	773	747	753
	繰越利益剰余金		624	887	483	483	483	483	483
資 本 的 収 支	収 入	企業債	1,352	1,336	1,350	1,568	1,867	1,385	1,351
		一般会計補助金	69	59	48	41	27	26	25
		出資金	140	180	150	160	146	68	74
		その他	111	96	111	102	109	112	109
		計	1,672	1,671	1,659	1,871	2,149	1,591	1,559
	支 出	建設改良費	2,204	2,126	2,421	2,509	2,825	2,258	2,445
		企業債償還金	2,099	2,162	2,180	2,211	2,184	2,196	2,181
		計	4,303	4,288	4,601	4,720	5,009	4,454	4,626
	収支不足額		2,631	2,617	2,942	2,849	2,860	2,863	3,067
	繰越補てん財源		935	1,011	747	1,018	1,121	1,214	1,087

2 下水道事業の収支計画

需要予測

	H25 決算	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
下水利用戸数（戸）	148,571	149,900	151,200	152,500	153,800	155,100	156,400
年間処理水量（千 m ³ ）	58,886	58,061	57,248	56,447	55,657	54,878	54,110
1 日平均配水量（千 m ³ ）	161	159	156	155	152	150	148

収支計画

（単位 百万円）

			H25 決算	H26 見込	H27 計画	H28 計画	H29 計画	H30 計画	H31 計画
収 益 的 収 支	収 入	下水料金	4,961	4,904	4,960	4,930	4,883	4,836	4,789
		一般会計補助金	1,360	1,313	1,271	1,314	1,268	1,222	1,177
		長期前受金戻入	—	1,442	1,520	1,499	1,518	1,516	1,599
		その他	428	471	497	404	398	395	391
		計	6,749	8,130	8,248	8,147	8,067	7,969	7,956
	支 出	人件費	649	692	727	706	678	677	688
		物件費等	1,540	1,692	1,645	1,654	1,652	1,651	1,649
		流域維持管理負担金	595	592	597	597	597	597	597
		減価償却費等	2,173	3,587	3,724	3,646	3,666	3,651	3,787
		支払利息	1,490	1,426	1,392	1,296	1,224	1,151	1,084
		その他	223	136	142	57	57	57	57
		計	6,670	8,125	8,227	7,956	7,874	7,784	7,862
	純損益		80	5	21	191	193	186	94
	積立金処分数		80	5	21	191	193	186	94
	繰越利益剰余金		221	366	366	366	366	366	366
資 本 的 収 支	収 入	企業債	2,653	3,715	2,886	3,189	2,815	3,057	2,628
		国県補助金	1,355	2,263	753	1,468	1,430	1,577	1,261
		一般会計補助金	340	326	404	361	368	376	383
		負担金	89	156	146	144	147	145	145
		翌年度繰越工事資金	96	0	0	0	0	0	0
		計	4,341	6,460	4,189	5,162	4,760	5,155	4,417
	支 出	建設改良費	3,404	5,537	2,909	3,788	3,515	3,913	3,091
		企業債償還金	3,416	3,618	3,762	3,895	3,987	4,107	4,242
		計	6,820	9,155	6,671	7,683	7,502	8,020	7,333
	収支不足額		2,479	2,695	2,482	2,521	2,742	2,865	2,916
繰越補てん財源		1,665	1,386	1,219	1,002	742	370	▲54	

注1）財政収支の計画について

本プランの収支計画は、平成 27 年 2 月現在の状況に基づき試算をしたものです。
そのため、大幅な事業計画の見直しや国の補助制度の動向、社会経済の状況により、見直しが必要となる場合があり、その場合は、適切な時期に収支計画の見直しを行います。

9 水道事業・下水道事業における目標指標のまとめ

本プランでは、「企業経営」と「事業運営」の側面から、それぞれの目標と具体的な取り組みを掲げています。それらの取り組みに示した目標指標を以下にまとめます。

区分	目標指標	H27	H28	H29	H30	H31	考え方
水道事業	有収率の向上	平成 30 年度に有収率を 78.5% ※平成 25 年度実績：77%				-	平成 31 年度以降の目標値は新たな水道ビジョンの検討において決定。
	配水管の耐震化率	46%	49%	51%	52%	52%	基幹管路（口径 300 mm 以上）の耐震化率。
	確実な事業投資	計画期間内に年度平均 24 億円の事業投資					老朽化対策等への事業投資を確実にすることにより、安心・安全な事業を継続。
	水道への切替	井戸水から水道への切替を各年度 140 戸					水道利用者の増加を図ることで、料金収入の安定的な確保を目指す。
	収納率の向上（注2）	98.34 %	98.36 %	98.38 %	98.4 %	98.42 %	事業運営の財源の柱である料金収入を確実に確保する。
	経常収支比率※	110%以上					料金収入等の確保、経費の削減に努め利益を確保する。（注3）
	自己資本構成比率※	38.0 %	38.5 %	39.0 %	39.5 %	40.0 %	企業債の発行を抑制し、財務体質の改善を図る。（注4）
	補てん財源※	計画期間内の各年度に約 10 億円の確保					財政的に安定した企業経営のため、事業運営における手持ち資金を一定額確保。
	企業債残高	350 億円	343 億円	336 億円	329 億円	322 億円	企業債の発行の抑制により、次世代の負担の軽減を図る。
下水道事業	確実な事業投資	計画期間内に各年度平均 30 億円の事業投資（雨水渠を除く。）					老朽化対策等への事業投資を確実にすることにより、安心・安全な事業を継続。
	井戸水メーター設置	計画期間内の各年度に 450 戸設置					メーター設置により、使用水量による料金賦課の増加、認定基準適用世帯の減少を図る。
	収納率の向上（注2）	98.34 %	98.36 %	98.38 %	98.4 %	98.42 %	事業運営の財源の柱である料金収入を確実に確保する。
	経常収支比率	102%以上					料金収入等の確保、経費の削減に努め利益を確保する。（注3）
	自己資本構成比率	55.0 %	55.5 %	56.0 %	56.5 %	57.0 %	企業債の発行を抑制し、財務体質の改善を図る。（注4）
	補てん財源	計画期間内の各年度に約 10 億円の確保					財政的に安定した企業経営のため、事業運営における手持ち資金を一定額確保。
	企業債残高	642 億円	634 億円	622 億円	612 億円	600 億円	企業債の発行の抑制により、次世代の負担の軽減を図る。

注2）収納率について

本プランに示す収納率は、水道料金と下水料金を合わせた調定総額に対する収納率を示します。

注3）経常収支比率について

「（営業収益＋営業外収益）／（営業費用＋営業外費用）×100」により算出される経営指標。数値が 100 を超えると収益が費用を上回っており（利益が出ている）、収支が良好であることを示します。

注4）自己資本構成比率について

「（自己資本金＋剰余金）／（負債・資本合計）×100」により算出される経営指標。総資本に占める自己資本の割合を示しており、数値が大きいほど健全な財政状況を示します。

10 中期経営プランの進行管理（実効性のある計画とするために）

本プランは、今後5年間、水道事業及び下水道事業を効果的、効率的に事業運営していくために策定した計画です。

プランに掲載している取組については、

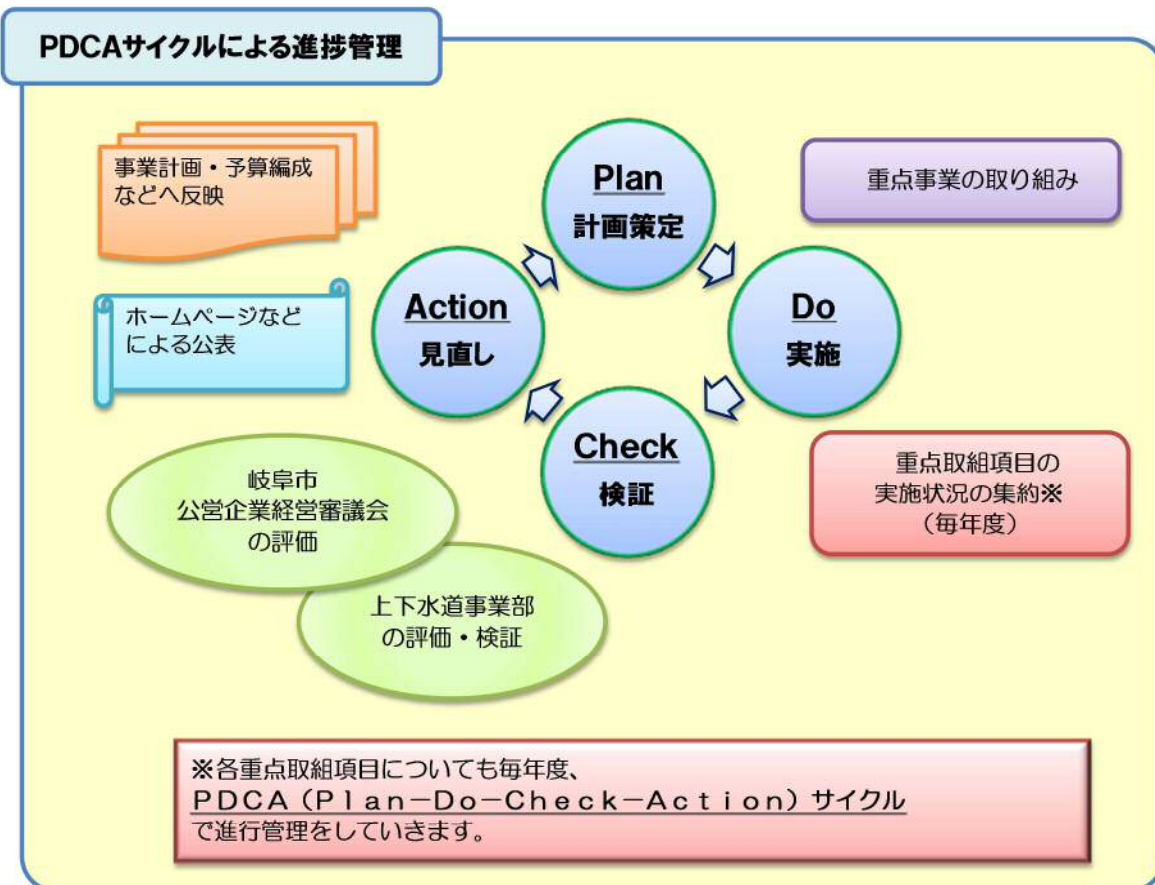
計画策定(Plan) > 実施(Do) > 検証(Check) > 見直し(Action)

のPDCAサイクルにより、適切に進捗管理を行い、着実な実施に努めていきます。

この進捗管理は、毎年度、検証を行います。すべての取組の実施状況を集約した後、点検し、見直しが必要であるかを検討します。

その後、本市の公営企業の経営に関する重要事項について調査・審議を行う「岐阜市公営企業経営審議会※」に、取組の実施状況と今後の見通しなどについて報告を行い、その評価を経た上で、市民のみなさまへの説明責任を果たすため、上下水道事業部ホームページへの公表など、積極的な情報発信を行っていきます。

また、この検証の結果を今後の事業計画や予算編成などへ反映していくことで、事業運営の効率化を目指します。なお、計画期間（平成 27～31年度）中に大幅なプランの見直しが必要な場合は、修正を行い、必要に応じて中間報告を行います。



参考資料 プランにおける用語の説明（50 音順）

あ行

■ 1 日平均処理水量（いちにちへいきんしよりすいりょう）

年間処理水量を年日数で除した（割り算をした）ものをいいます。

■ 1 日平均配水量（いちにちへいきんはいすいりょう）

年間総配水量を年日数で除した（割り算をした）ものをいいます。

■ 一般会計（いっばんかいけい）

歳入歳出のうち、地方公共団体の行政運営における基本的な経費を中心に計上し、経理する会計をいいます。

■ 一般会計繰入金（いっばんかいけいくりいれきん）

地方公営企業の経費は企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされていますが、公共の消防の消火栓に要する経費などのように、その性質上公営企業の経営活動による収入によることが適当でない経費や能率的な経営を行っても、その経営に伴う収入だけでまかなうことが客観的に困難であると認められる経費は、一般会計などにより公費で負担することとされています。

このような経費の財源として一般会計などから交付される、負担、補助、出資、長期貸付、貸付金をいいます。

■ 一般会計補助金（いっばんかいけいほじょきん）

一般会計から地方公営企業会計へ交付される補助金をいい、企業債の元利償還金の一部、公共用水域の水質保全のために行う下水の規制に要する経費などがあります。

■ 井戸水メーター（いどみずめーたー）

井戸水などの利用者の下水放流量を確定するため設置する計測器のことをいいます。通常は、水道水の使用水量を計測するメーターを井戸水ポンプから配水する部分に取り付けます。

■ 雨水渠（うすいきょ）

雨水による浸水被害の解消を図るための排水路のことをいいます。

か行

■拡張工事（かくちょうこうじ）

事業の範囲・規模を拡大するために行う工事をいいます。

■借換債（かりかえさい）

地方公営企業の経営健全化のため、償還中の地方債を、金利などの条件のよい地方債に借り換えるものをいいます。

■簡易水道（かんいすいどう）

計画給水人口が5,000人以下である水道によって水を供給する水道事業のことをいいます。

■幹線管渠（かんせんかんきょ）

下水排除施設の骨格をなす管路をいいます。

■基幹管路（きかんかんろ）

水道水を各地域まで運ぶための主要な管路のことをいいます。

■企業債（きぎょうさい）

建設改良事業などに要する資金を確保するため発行する地方債をいいます。

■企業債元金償還金（きぎょうさいがんきんしょうかんきん）

企業債の借入後、各事業年度に支出する元金の償還額または一定期間に支出する元金償還金の総額をいいます。

■企業債償還金（きぎょうさいしょうかんきん）

発行した企業債の元金とその利息を合わせた償還金のことをいいます。

■企業職員（きぎょうしょくいん）

地方公営企業法において、公営企業の管理者の権限に属する事務（本市の場合は、水道事業と下水道事業）の執行を補助する職員をいいます。

■岐阜市公営企業経営審議会（ぎふしこうえいきぎょうけいえいしんぎかい）

岐阜市の公営企業（水道事業・下水道事業）の経営に関する重要事項について調査や審議を行う機関で、市議会議員や学識経験者などで構成される市長の諮問機関です。

■給水（きゅうすい）

給水申込者に対し、水道事業者が布設した配水管より直接分岐して、給水装置を通じて飲用に適する水を供給することをいいます。

■給水戸数（きゅうすいこすう）

給水契約をしている戸数のことをいいます。

■業務継続計画（ぎょうむけいぞくけいかく）

大規模な地震などの災害により、通常の業務を行うことが困難となる事態が発生した場合に備え、必要な事業の継続や復旧を速やかに行うための手順などを定めた計画のことです。（英語表記の Business Continuity Plan から「BCP」ともいわれます。）

■繰越補てん財源（くりこしほてんざいげん）

翌年度以降に使用可能な補てん財源の額をいいます。

■繰越利益剰余金（くりこしりえきじょうよきん）

企業の営業活動から生じる利益のうち、欠損金補てん又は積立金処分後の残額を翌年度に繰り越したものをいいます。

■経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

経営費用（営業費用＋営業外費用）に対する経常収益（営業収益＋営業外収益）の割合を表すものです。

■減価償却費（げんかしやうきやくひ）

固定資産は、使用によってその経済的価値が減少していきませんが、この減少額を毎事業年度の費用として配分することを減価償却といい、特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費といいます。

■建設改良（けんせつかいりょう）

経営規模の拡充を図るために要する諸施設の建設整備をいいます。

■公営企業（こうえいきぎょう）

地方公共団体が経営する企業のこと、地方公営企業法を根拠に事業運営を行います。

■公共施設等運営権方式（こうきょうしせつとううんえいけんほうしき）

高速道路や上下水道などの料金徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体などに残したまま、その運営を特別目的会社として設立される民間事業者が行う事業の手法のことをいいます。民間事業者は、事業経費を料金収入などにより回収する「独立採算制」によって事業運営を行います。

■国庫補助金（こっこほじょきん）

水道、下水道施設の整備費の財源として反対給付なしに国から交付される収入をいいます。

さ行

■自己資本構成比率（じこしほんこうせいひりつ）

「（自己資本金＋剰余金）／（負債・資本合計）×100」により算出される経営指標のことをいいます。総資本に占める自己資本の割合を示しており、数値が大きいほど健全な財政状況であるといわれます。

■市街化調整区域（しがいかちょうせいいき）

市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として、開発や建築が制限されている区域のことをいいます。

■資産減耗費（しさんげんもうひ）

主に固定資産除却費からなり、固定資産が使用によって滅失し、又は機能喪失した場合に、固定資産を廃棄し、帳簿からその価格を除くものです。

■自燃化技術（じねんかぎじゅつ）

下水処理において、汚泥の焼却に使用する重油の使用量を削減するため、汚泥を自発的に燃焼させる技術をいいます。

■収納率（しゅうのうりつ）

確定された納付されるべき金額のうち実際に納付された金額の割合をいいます。

■受益者負担（じゅえきしゃふたん）

道路や公園など誰もが利用できる施設と異なり、上下水道のように利用者が特定されるサービスについて、そのサービスによって利益を得る利用者に対価を求めることをいいます。

■循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

環境への負荷を減らすために、有限である資源を、効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことをいいます。

■処理区域（しよりくいき）

下水道が整備された区域のことで、下水を処理場で処理できる区域をいいます。

■処理人口（しよりじんこう）

処理区域内の行政人口をいいます。

■処理灰（しよりばい）

下水汚泥焼却灰からりんを低減させ、かつ環境に負荷を与えないよう含まれる有害物質の量を低減させたものをいいます。

■水源地（すいげんち）

水道として利用する水を井戸から汲み上げる施設をいいます。

■水洗化人口（すいせんかじんこう）

一般的には、下水道に限らず水洗便所を設置、使用している人口のことですが、本プランでは、そのうち下水道に接続された人口をいいます。

■水洗化率（すいせんかりつ）

水洗化人口を処理人口で除した（割り算した）ものをいいます。

■ステップ 流入式多段硝化脱窒法（すてっぷりゅうにゅうしきたんしょうかだっちつほう）

下水に含まれる窒素成分の除去率を向上させるため、酸素量が少ないタンク（無酸素タンク）と空気を多く含むタンク（好気タンク）の組み合わせを多段化した上で、分割して流入させることにより処理する方法をいいます。

■ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことをいいます。

た行

■耐震管（たいしんかん）

地震の際に、管路にズレが生じて破損することのないよう管路の接続部分（継手部分）が伸縮するなどの耐震性能を備えた管のことをいいます。

■貯留時間（ちよりゅうじかん）

本プランでは、「配水池の総容量÷配水区域1日あたりの平均配水量×24時間」により算出し、配水池への水道水が供給されなくなった場合、どのくらいの時間、配水区域に給水をすることが可能かを示す時間をいいます。

■低含水脱水汚泥（ていがんすいだっすいおでい）

下水処理により発生した汚泥のうち、高機能の脱水機による処理などにより、含まれる水分量が低くなった汚泥のことをいいます。汚泥の焼却の際に、水分量が少ないため、燃焼しやすく、焼却に必要な重油の軽減が期待されています。

■ディスポーザー

台所から発生する生ごみを粉碎し、排水と一緒に排水管に投入する装置です。

■独立採算制（どくりつさいさんせい）

地方公営企業の事業を運営するための経費は、その企業の事業運営による収入をもって充てなければならないという原則のことをいいます。

■ドレーン

本プランで扱う用語は、水道管の工事を行った後などに、濁った水や気泡の混じった水が配水されるのを抑制し、水質を良好に維持するため、消火栓などから水道管内の水を排水することをいいます。

な行

■南海トラフ巨大地震（なんかいとらふきょだいじしん）

日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると予想・警戒されているマグニチュード9級の巨大地震のことをいいます。

■認定基準（にんていきじゅん）

井戸水などの利用で、井戸水メーターが設置されていない下水道利用者について、その汚水放流量を認定するため、水利用の実績などから世帯の構成人員に応じて定めている汚水放流量の基準です。

■年間処理水量（ねんかんしよりすいりょう）

1 年間に下水処理場で処理された汚水の総量をいいます。

■年間総配水量（ねんかんそうはいすいりょう）

1 年間に水源地から送り出された水道水の総量をいいます。

は行

■配水池（はいすいち）

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、水道水を一時的に蓄える施設をいいます。

■普及率（ふきゅうりつ）

本プランでは、給水人口または処理人口と行政区域内の人口の割合をいいます。

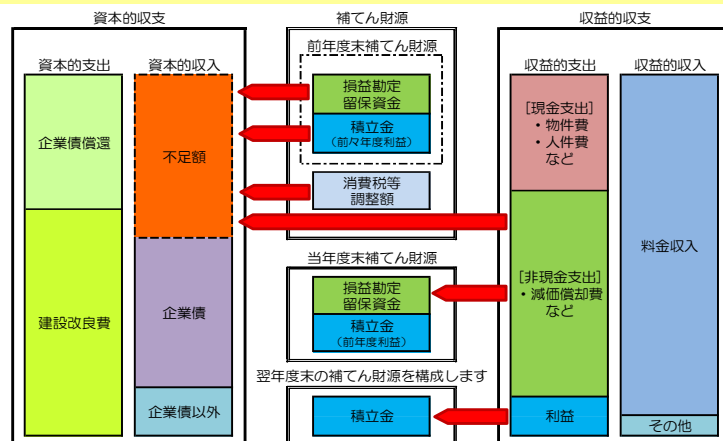
■法定耐用年数（ほうていたいようねんすう）

施設設備が、本来の目的に使い続けることができると推定される年数をいいます。上下水道施設の耐用年数については、地方公営企業法施行規則などに定められています。

■補てん財源（ほてんざいげん）

地方公営企業会計の収支は収益的収支（営業活動に伴い発生する収益と費用）と資本的収支（建設改良等に伴う収入と支出）に分けられていますが、資本的収支において生じる不足額を補てんするもので、利益処分による積立金、減価償却費などによる損益勘定留保資金、収益的収支と資本的収支の間の消費税調整額などがあります。

地方公営企業会計のしくみ



ま行

■モニタリング制度

行政分野において公共サービスの水準を監視する行為として用いる手法のことをいいます。

や行

■有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

料金徴収の対象となった水量及び他会計からの収入のあった水量をいいます。

■翌年度繰越工事資金（よくねんどくりこしこうじしきん）

前年度以前においてすでに受け入れた寄付金、工事負担金等であって当年度の予算に計上した資本的支出の特定財源となっているものをいいます。

ら行

■ライフライン

生命維持や生活に必要不可欠な上下水道・電気・ガスなどのサービスや施設をいいます。

■流域維持管理負担金（りゅういきいじかんりふたんきん）

流域下水道に接続している関連市町が、排水量に応じた比率により負担している流域下水道幹線の清掃、補修や処理場での処理に係る維持管理負担費用をいいます。本市は木曽川右岸流域下水道に接続しています。

■流域関連処理分区（りゅういきかんれんしよりぶんく）

流域下水道に接続することにより、岐阜市内のプラント（下水処理場）で汚水処理を行わない処理分区のことをいいます。

■流域下水道（りゅういきげすいどう）

広域的で効率的な下水の排除、処理を目的とした下水道のことをいいます。幹線管渠と終末処理場（下水処理場）といった基幹施設は都道府県が設置・管理し、これにつながる下水道は各市町村が設置・管理しています。

岐阜市上下水道事業 中期経営プラン

平成 27 年度（2015）～31 年度（2019）

平成 27 年 3 月

岐阜市上下水道事業部

〒500-8156 岐阜市祈年町 4 丁目 1 番地

T E L 058-259-7878

F A X 058-259-7522

ホームページ <http://www.gifusui.jp/top.htm>